

近畿農政局からのお知らせ(食品等の輸出証明書について)

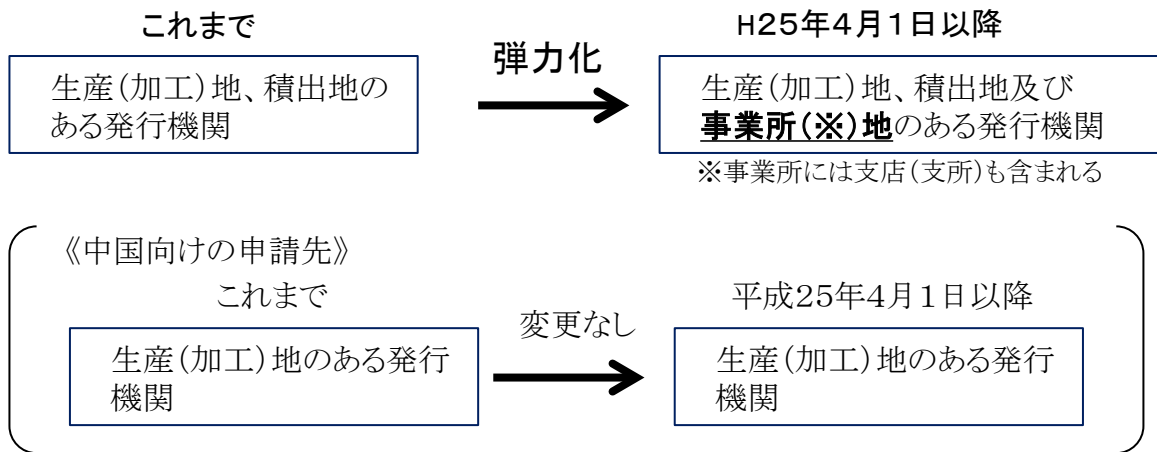
《平成25年4月1日以降の適用》

食品等(水産物・酒類を除く)の輸出証明書の申請先等が変わります

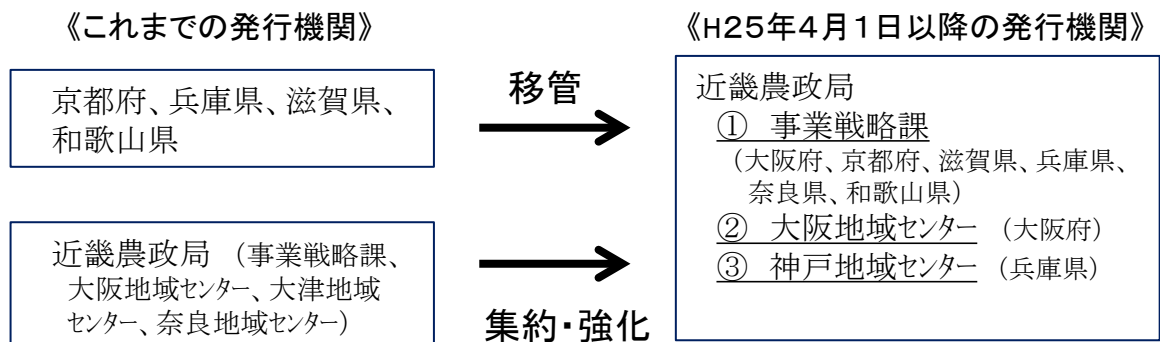
食品等(水産物・酒類を除く)の輸出証明書については、平成25年4月1日から国が全面的に発行業務を行うこととなります。これに伴い、申請事業者の利便性を一層高める観点から、①申請者の事業所地のある発行機関への申請を可能にする、②発行機関を集約し体制を強化する、③申請書類の簡素化を行うこととします。

変更①: 事業所地のある発行機関への申請が可能となります(中国向けを除く)

《中国向け以外の申請先》



変更②: 発行機関を集約し、発行体制を強化します



県庁所在地にある地域センター(大津・奈良・和歌山)でも申請書類の提出のみ受け付けます。ただし、発行業務は上記機関で集約して行いますので、内容についての問合せには応じられないこと、証明書の発行には、通常より日数を要することを御了承ください。急ぎの場合は上記機関へ直接申請下さい。

《近畿管内発行機関の具体例》

◇ケース①

京都で最終加工された食品を大阪に在地する輸出商社が神戸港から積み出す場合の発行可能機関は？

加工地ベースの事業戦略課、積出地ベースの神戸地域センター、事業所地ベースの大阪地域センターがいずれも発行可能

◇ケース②

奈良で最終加工された食品を大阪港から積み出す場合の発行可能機関は？

加工地ベースの事業戦略課又は積出地ベースの大阪地域センターがいずれも発行可能

◇ケース③

京都に在地するメーカーが北海道と沖縄で最終加工された食品を神戸港から積み出す場合の発行可能機関は？

近畿管内では、事業所地ベースの事業戦略課又は積出地ベースの神戸地域センターのいずれも、それぞれの産地の食品の証明書をまとめて発行可能(※ただし、中国向けについては最終加工地を管区とする機関が発行)

変更③: 申請書類を簡素化します

これまで

- ・様式1(申請書)
- ・様式2(輸出証明書)
- ・様式3(証明項目)
- ・添付書類: 様式3の裏付書類

H25年4月1日以降

- ・様式1(申請書・証明項目)
- ・様式2(輸出証明書)
- ・添付書類: 以下のとおり
《申請者がメーカーの場合》
→ 様式1の裏付書類(簡素化)
《申請者が商社の場合》
→ 様式1の裏付書類又は様式3(確認書)

具体的な様式、申請要領等の詳細は

URL(http://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusyutu/cer_expo/cer_expo_0401.html)をご覧ください

その他

4月1日申請受付分からの適用となります(3月末まではこれまで通りです)。

《本件についての問い合わせ先》

近畿農政局 事業戦略課 輸出証明書発行担当 (林田)

京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 電話: 075-451-9161(内線2746)